



宮 崎 県 公 報

平成28年 5 月 23 日 (月曜日) 第 2796 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1
公 告

頁

○危険物取扱作業の保安に関する講習の実施…………… (消防保安課) 1
○毒物劇物取扱者試験の実施…………… (医療業務課) 2
○大規模小売店舗の変更に関する届出 (2 件) …… (商工政策課) 2
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 3
○土地改良区の管理規程の設定の認可…………… (“ ”) 3

告 示

宮崎県告示第 373号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年 5 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字風田字カケ平 2275、2276 - 1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

消防法 (昭和23年法律第 186号) 第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成28年 5 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 講習の種別、日時及び場所

種 別	日 時	場 所
給油取扱所において危険物の取扱	7 月 21 日 (木) 9 : 30 ~ 12 : 30	日向市消防本部 日向市亀崎 2 - 23
	7 月 26 日 (火) 13 : 30 ~ 16 : 30	小林中央公民館 小林市細野 38 - 1

作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	7 月 28 日 (木) 9 : 30 ~ 12 : 30	宮崎県技能検定センター 宮崎市学園木花台西 2 - 4 - 3
	8 月 2 日 (火) 9 : 30 ~ 12 : 30	宮崎県東児湯消防組合 児湯郡高鍋町大字上江 4526
	8 月 4 日 (木) 9 : 30 ~ 12 : 30	日南市生涯学習センターまなびピア 日南市木山 2 - 4 - 44
	8 月 10 日 (水) 9 : 30 ~ 12 : 30	都城市中央公民館 都城市姫城町 7 - 8
	8 月 17 日 (水) 13 : 30 ~ 16 : 30	高千穂町コミュニティセンター 西臼杵郡高千穂町大字三田井 1515
給油取扱所以外において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	8 月 18 日 (木) 9 : 30 ~ 12 : 30	延岡市社会教育センター 延岡市本小路 39 - 1
給油取扱所以外において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	7 月 21 日 (木) 13 : 30 ~ 16 : 30	日向市消防本部 日向市亀崎 2 - 23
	7 月 28 日 (木) 13 : 30 ~ 16 : 30	宮崎県技能検定センター 宮崎市学園木花台西 2 - 4 - 3
	8 月 2 日 (火) 13 : 30 ~ 16 : 30	宮崎県東児湯消防組合 児湯郡高鍋町大字上江 4526
	8 月 4 日 (木) 13 : 30 ~ 16 : 30	日南市生涯学習センターまなびピア 日南市木山 2 - 4 - 44
	8 月 10 日 (水) 13 : 30 ~ 16 : 30	都城市中央公民館 都城市姫城町 7 - 8
	8 月 18 日 (木) 13 : 30 ~ 16 : 30	延岡市社会教育センター 延岡市本小路 39 - 1
	8 月 19 日 (金) 9 : 30 ~ 12 : 30	延岡市社会教育センター 延岡市本小路 39 - 1

13：30～16：30

2 講習の対象者

製造所、貯蔵所又は取扱所において現に危険物取扱作業に従事する者であって、甲種危険物取扱者免状、乙種危険物取扱者免状又は丙種危険物取扱者免状の交付を受けており、かつ、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項若しくは第2項に規定する受講義務者

3 講習科目及び講習時間数

- (1) 危険物関係法令 1時間
- (2) 危険物の火災予防 2時間

4 受講申請書の受付期間

平成28年6月20日（月）から平成28年7月1日（金）まで（郵送の場合は、7月1日（金）の消印のあるものまで有効とする。）

5 受講申請書の提出先

宮崎市橋通東2丁目7番18号 宮崎県住宅供給公社ビル内（〒880-0805）
一般社団法人宮崎県危険物安全協会

6 受講手数料

4,700円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

7 その他

- (1) 受講申請書は、一般社団法人宮崎県危険物安全協会、各地区危険物安全協会、宮崎県総務部危機管理局消防保安課、各消防本部又は一部町村役場（西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町）で交付する。
- (2) 詳細については、一般社団法人宮崎県危険物安全協会（電話 0985（22）1868）又は宮崎県総務部危機管理局消防保安課（電話 0985（26）7065）に問い合わせること。

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験をいう。）を次のとおり実施する。

平成28年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の日時

平成28年8月9日（火曜日）午前10時から正午まで

2 試験の場所

宮崎市霧島1丁目1番地1
J A・A Z Mホール

3 受験願書の受付期間

平成28年6月13日（月曜日）から6月24日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ただし、郵送の場合は、6月24日付けの消印のあるものまで有効とする。（※郵送は県外在住の受験者に限る。）

4 受験願書の配布場所

県保健所

5 その他

詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部医療薬務課薬務対策室（電話0985（26）7060）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出

書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成28年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス小林堤店

小林市大字堤字金鳥居2994番12 外5筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区三崎町三丁目3番23号

3 変更する事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤隆

（変更後）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

4 変更の年月日

平成28年4月1日

5 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者の代表者変更のため

6 届出年月日

平成28年4月28日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年5月23日から平成28年9月23日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成28年5月23日から平成28年9月23日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成28年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス小林西店

小林市大字細野字榎原1567-1 外9筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法

人にあつては代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳
東京都千代田区三崎町三丁目 3 番23号

3 変更する事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤隆
（変更後）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

4 変更の年月日

平成28年 4 月 1 日

5 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者の代表者変更のため

6 届出年月日

平成28年 4 月28日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、
宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城
県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務
事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年 5 月23日から平成28年 9 月23日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成28年 5 月23日から平成28年 9 月23日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地
域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも
に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売
店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、
縦崎土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次の
とおり届出があった。

平成28年 5 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 学	高千穂町大字押方4991番地 1
理 事	佐 藤 有 三	高千穂町大字押方5260番地
理 事	佐 藤 又 一	高千穂町大字押方4992番地 1
理 事	後 藤 俊 明	高千穂町大字押方4987番地
理 事	戸 高 芳 寛	高千穂町大字押方5370番地
理 事	安 在 学	高千穂町大字押方5666番地
理 事	安 在 昭 則	高千穂町大字押方5364番地

（任期：平成30年10月17日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 学	高千穂町大字押方4991番地 1
理 事	佐 藤 有 三	高千穂町大字押方5260番地
理 事	佐 藤 喜久雄	高千穂町大字押方5261番地
理 事	佐 藤 又 一	高千穂町大字押方4992番地 1
理 事	戸 高 国 光	高千穂町大字押方5654番地
理 事	戸 高 芳 寛	高千穂町大字押方5370番地
理 事	安 在 学	高千穂町大字押方5666番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第57条の 2 第 1 項の規定に
より、小丸川土地改良区（高鍋町）から平成28年 3 月30日付けで申
請のあった管理規程の設定を次のとおり認可した。

平成28年 5 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 管理規程の名称

光音寺頭首工管理規程

2 認可年月日

平成28年 5 月16日

3 管理規程の概要

第 1 章 総則

第 2 章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第 3 章 点検整備に関する事項

第 4 章 緊急事態における措置に関する事項

第 5 章 雑則

附則

--	--